

ローカルな環境運動への地理学的アプローチ

— 中海干拓問題を手掛かりとして —

浅野敏久 (広島大学総合科学部)

本稿では中海干拓問題を事例としてローカルな環境運動をとらえる地理学的な視点について論じた。その際、マスコミの当該問題に関する記述と、反対運動の立場からの問題の記述、筆者のこれまでの研究から得た知見を対比させ、環境運動が当該問題を語る際にどのように位置付けられているのかを明らかにした。結果として、環境運動が当該問題の決着において果たしている役割が社会的に軽視されている実態の一端を示すことができた。その事実を踏まえ、このようなローカルな環境運動への地理学的アプローチに求められる課題を提案した。すなわち、第1に環境運動の政策決定や土地利用に与えた影響を読み取ること、第2に環境運動の性格を多面的に理解すること、特に対象となる自然への運動参加者一人一人の意識まで視野を広げること、第3に環境運動をさまざまなスケールの「地域」の文脈から検討することが必要ということである。

キーワード：環境運動、環境問題、報道、中海、宍道湖

I はじめに

小泉内閣による「聖域なき構造改革」の名の下、長らく公共事業に深く関わってきた特殊法人の見直しが断行されつつある。公共事業の見直しは小泉内閣発足以前から進められており、1998年の北海道での「時のアセス」導入に端を発した、硬直状態にある公共事業の全国的見直しや、2000年度に自民党主導の全国233公共事業への見直し勧告を受けた210事業の中止決定など、実際に中止される公共事業が増えている。これらの背景には「バブル」崩壊後の長期にわたる景気の低迷により行財政改革が急務になったことのみならず、より以前から大規模公共事業による環境破壊を批判し続けてきた各地の市民・住民運動の声が世論の支持を得るようになってきたことが挙げられる。市民運動の影響力が強まっているのは世界的傾向であるが、国内では1995年の長良川河口堰の運用と1997年の諫早湾干拓事業における湾の閉め切りを、国が反対運動を押し切って強行したことが大規模公共事業の持つ問題点をクローズアップさせる大きなきっかけとなった。世論の批判を受けて、たとえば、旧建設省においても「公共事業の効率的・効果的实施についての検討委

員会」を設置し(1996年)、公共事業について省外の意見を求め、そのあり方を自ら問い直している¹⁾。

本稿で取り上げる中海干拓事業は、淡水化が1988年以来無期延期のままであるものの、事業の目玉ともいえる中海の本庄工区干陸については、2000年度の全国的な公共事業見直しの対象に取り上げられ中止になった。本庄工区は、中止になった210事業の中でも見直しの象徴的存在として、政府与党の見直し関係者の視察や現地での全国的見直し方針を表明するパフォーマンスが行われるなど別格の扱いがなされた。淡水化を今後どうするのかや干陸のために整備した堤防や堰、ポンプ場などの施設をどうするのかなどの課題は残っているものの、中海干拓事業は計画立案された1954年からほぼ半世紀を経ておおむね決着がついたといえるであろう²⁾。

そこで、これを機に中海干拓問題³⁾における住民運動をあらためて見直し、このような住民運動や地域環境問題を地理学的研究対象としてどのように扱えるのか、扱うべきであるのかについて論じてみたい。

これまでに筆者は中海干拓問題を事例として三つの論文を書いている(浅野1997, 1998a, 1999)。それぞれにおいて示したことは、第1に、この反対

運動には地域の社会経済的な状況が反映されており、運動の目的・組織・戦略などから、運動の実態と不可分な地域性が読み取れるということである。第2に、土地利用のあり方を左右する存在として住民運動が果たしている役割は大きく、土地利用研究や景観研究においても、住民運動は土地利用などの改変主体ではないが、クレーム申し立てにより土地利用や景観形成に大きな影響を与える存在になっている。したがって、土地利用や景観研究においても住民運動をより強く意識すべきではないかということ述べた。第3に、地域環境問題における「地元」という概念を取り上げ、地域環境問題が不確かかつ各主体の自己都合的な空間認識の上に成り立っているということを指摘した。

各論文の主題とはしていないが、筆者が一貫して意識していることは、ともすれば発言者の顔がみえない「世論」の一言で済まされてしまう草の根の声や住民運動について、それらはみようとすれば顔の見える存在であって、その理解がなされなければ、地域環境問題の理解や解決も十分にできないのではないかということである。本稿では、この認識を基に地域環境問題を解決する上で住民運動をどのように認識し、評価すべきかなどについて検討する。

II 研究対象としてのローカルな環境運動

環境保全・自然保護を目的とする運動は環境運動と総称され、「新しい社会運動」と呼ばれる運動の中に位置付けられる。ただし、トゥレーヌ（1983）らをその嚆矢とする「新しい社会運動」論は1960、1970年代の状況を踏まえて理論化されたものであり、「新しい」と名が付くものの現象としては今や新しいものではない。「新しい社会運動」は「社会の周辺部で差別されてきた人々、すなわち、女性、被差別集団、少数派エスニック集団などが、中心部の管理システムに対抗する社会運動」（見田ほか1988: 390）であり、労資の構造的対立から生まれ

る古い社会運動に代わって社会運動の主役を担うものとされる。環境運動はこの理論が提唱された頃よりも、地球環境問題への関心が高まった現在において活発化し、広がり多様性を有している。

環境運動をその一つとする社会運動は、社会においていかなる存在なのか、どのような意味や役割を持つのかについて、これまでさまざまに論じられているが、ここでは基本的な認識に関わる部分にのみ触れておく。トゥレーヌ（1983: 137-138）の「社会運動は逸脱ないしは極端な紛争といった周辺的な現象ではなく」、「歴史性の志向性と結びついて、制度及び社会的・文化的組織を経由しつつ社会的実践を産出する」存在であるという考え方や、「新しい社会運動」論と同時期に生まれ、それとは別の社会運動研究の流れとなっている資源動員論が、既存の社会運動論を批判し、社会運動の目的合理性や制度的行為との連続性を強調することで支持を広げていったことは、基本的な認識として重要である。日本に資源動員論を紹介した社会学者の一人である片桐（1989: 13）は、当時を振り返って「（社会運動の合理性と日常性を強調してきたのは）従来社会運動がむしろその非合理性と非日常性を当然視されていたことへの反論としてであり（中略）一方に振れすぎていた針を中央に引き戻すことが狙いだったのである」と書いている。

社会運動の目的合理性や日常性、制度的行為との連続性を意識するとき、地理学においても、研究対象として社会運動をより積極的に取り上げる必要性がみえてくる。特に環境運動についていえば、土地利用や地域開発、人と自然の関わりなど、地理学の従来からある研究テーマと密接な関わりを持っており、運動を視野に入れた研究の深化が望まれる。

地理学においても、社会運動を視野に入れた研究や環境運動を扱った研究などが、1990年代になって増えてきている。水内（1994: 14）は近代都市史研究と地理学の関わりを論じる中で社会運動に言及

し、運動が都市空間構造とどのように関わるのか、運動が都市空間との対峙からいかなる運動論を生み出したのか、都市空間認識が運動にどのように取り込まれたのかの3点が重要と述べている。このような視点からの事例研究として香川（1998, 2001）は、近代期の川崎、高度成長期の水島の公害反対運動の分析を行い、資源動員論に基づく地域組織の形成と再編や工業都市化とロカリティの変容を論じている。社会運動と地域社会との密接不可分な関係という認識は本稿における筆者の認識とも共通している。中島（1998, 1999）は、体制的な運動としての緑化推進運動を取り上げ、社会的自然としての「みどり」が戦後の日本社会においていかなる意味を有していたのか、象徴天皇制との関係に触れながら論じている。ここでは運動の対象となる「自然」がどのように創られるのか、表象されるのかが問題にされた。一方、福田（1996）は、文化地理学的な関心から「町並」が保存運動によっていかに創造されたか、保存運動の中で何が語られ何が語られなかったかを、竹富島での研究を通じて明らかにした。両者はスタンスを異とするが、運動が対象とした「環境」がいかに社会経済的な文脈の中で創られていくかに関心を寄せていることと、その際に意味を創る主体の一つとして運動を取り上げている点では共通している。環境問題を考える際に、対象となる環境や出来事を誰がどのように意味付けているか、その意味付けの違いがどの程度錯綜し、また、相互に関連しあっているかを明らかにすることは重要である。筆者の主要な関心の一つはここにある。対象をめぐる状況をしっかり認識しなければ環境問題は解けないと考えるからである。

そのほか、環境をめぐるさまざまな主体の環境認識に注目し、自然保護運動が現代の人間と自然の関わりを考える切り口になるとする Sugitani（たとえば、1998, 2000）の一連の研究や、地域環境問題を概観する中で住民運動の特徴とその果たした役割

を示した由比濱（1992）、政治地理学的な立場から立地紛争に関心を寄せ運動を政治プロセスの一部ととらえた斎藤（1995）、さらに産官学界が一体となった地域環境保全活動に実践的に寄与する情報を得ることを目的とした山本（2001）や浅野（1998b）などもある。

これらは確かに環境に関わる住民・市民運動を扱っているが、それぞれ異なる問題関心に基づいた研究であり、運動それ自体を地理学の研究対象にしようという問題意識を共有しているわけではなく、そもそも運動を扱う研究者同士が議論しあう場を持っているわけでもない。今後の課題として、地理学が運動を研究対象とする上での視点や運動を地理学的に考察する枠組を提示・整理し、ある程度の問題意識の共有化や議論を重ねることが必要となろう。ただし、そのためにはまだ研究の蓄積が足りないことは否めない。本稿も上記の問題意識は持っているものの、それを実現するものにはなっておらず、依然として環境運動研究の一つの事例を示すことと、研究蓄積の必要性を指摘するにとどめている。しかし、逆に今は環境運動研究の可能性を模索する段階にあるとも考えられ、環境運動を対象とした研究をさまざまな視点から行うことが必要といえるであろう。

本稿は、事例として中海干拓事業をめぐる環境運動を取り上げる。グローバルな視点、地理学的な環境運動研究の視点の提示など留意すべき事項は多々あるが、本稿ではそれらを意識しつつも、一般的な環境運動論を展開するのではなく、中海干拓事業の中止決定段階での報道のされ方を出発点として、筆者のこれまでの論考も踏まえながら、それらから引き出される問題・課題を提起することに主眼を置く。

III ローカルな環境運動が提起する「環境問題」

1. 環境問題——何が「問題」か——

社会運動をとらえる視点として、「新しい社会運

動」論や資源動員論と並んで、キツセ・スペクター(1992)などに代表される社会問題への構築主義アプローチが挙げられる。構築主義は社会運動のみを対象にするものではないが、キツセとスペクターは、社会問題研究において、何が社会問題かを問うのではなく、「クレーム申し立て」と呼ぶ言語行為の観察を通じて問題をめぐる状況を研究対象とすべきであると説いた。その際に運動への参加者や支持者、敵対者などの言説は重要なテキストとなる。社会問題への構築主義アプローチに関して、中河(1999)や中河ほか(2001)が日本における具体的な事例を取り上げて議論を深めている。

IIに述べた「環境問題を考える際に、対象となる環境や出来事を誰がどのように意味付けているか、その意味付けの違いがどの程度錯綜し、また、相互に関連しあっているのかを明らかにする」ということもこのアプローチと共通点を持つ。環境問題が問題として成立するには、なんらかの「クレーム申し立て」が不可欠であり、この申し立ての主体として環境運動が果たす役割は大きい。それにもかかわらず、環境運動の果たす役割がどのように認識されているかを問う研究はなされていない。

以下では、言語行為のみを追うわけではないが、「中海干拓問題」とされる状況あるいは現象⁴⁾について、本庄工区干陸中止が決まった段階で中海干拓問題をレポートした全国版テレビ番組と島根県を中心に発行されている地方新聞記事の二つを取り上げ、中海干拓問題において事業反対運動が果たした役割とそれに対する外部からの評価について検討する。

2. 二つのマスコミ報道にみる「中海干拓問題」

1) ETV2000 シリーズ日本の宿題9「脱・公共事業① 中海干拓事業の中止までの道のり」(NHK, 2000年10月16日放送)

最初の例は、日本にとって20世紀がどんな時代であったのかを総括するNHKの特集番組である。

番組は、キャスターと行政学を専門とする大学教授の解説者の2名が年表(表1)を主要セットとするスタジオで、工事風景や反対運動などの過去の映像と関係者の現時点でのインタビューより成るVTRをみながら解説する45分番組である。中海干拓事業を例に「一度始めたらとまらない」といわれる公共事業の問題点を探ることがテーマである。

食糧増産を目的に始まった中海干拓事業は着工してすぐ減反に直面する。番組ではまずこのときに事業の本来の目的は失われ計画を中止すべきであったとする。次いで、1980年代に漁民や市民による反対運動が激化し、財界や県知事も反対するなど地元の反対があるのに事業は止まらなかった。このときが中止する2度目の機会であったと解説者は説明する。しかし、ここで県と国の責任の押し付け合いのために、淡水化を「当分の間延期」というかたちで先送りし、その後は事業費の負担をどちらが負うのかという問題を背景に、借金の金利を膨らませ、施設の維持管理費を支出し続けながら10年以上も検討を重ねてきた。そして結局、中央の自民党主導で公共事業の見直しが図られる事態に至ったのであると説明される。

解説者は「この干拓の事例には、日本の行政の欠陥、日本の官僚の行動様式の一部をみる思いがする」、「目的と手段が逆さまになってしまった」と述べ、キャスターが「(事業の)意味合いは失われているのに進めていく。どういうことが問題なのでしょうか」とつなぎ、解説者が「日本の政策決定の中に無駄だから途中でやめるという手続きがない。そのため在るものは全部役立つという前提で行動せざるを得ないからおかしな現象が起こる」と番組半ばで小括する。そして、番組の最後に、問題はこれまでの日本の行政システムには公共事業を止めるシステムがないこと、および国の事業に地元の実情や住民の声が伝わらないことである、今後の課題は「地方分権」であり、住民の責任において「公共事

表1 NHKの番組で使われた中海干拓事業関連年表

Table 1 An abbreviated chronological table of the Nakaumi Land Reclamation Project in NHK TV program

西暦	記載事項	番組内での扱い
1963年	事業開始（←時代背景として食糧増産）	司会らが言及
1967年	漁業補償完了	
1968年	本格着工	司会らが言及
1970年	減反	司会らが言及、番組中に赤い文字を貼り込む。解説で強調：この時点で事業を進める意味を失った
1973年	事業完了予定（当初）	
1981年	森山堤完成（工事はほぼ終了する）	
1984年	農水省・試験淡水化を申し入れ ※この頃、地元で反対運動激化する。	司会らが言及、赤文字で強調。解説で強調：当時の知事インタビューと併せて地元の反対があるにもかかわらず事業は止まらない
1987年	農水省・限定的淡水化試行を申し入れ	
1988年	淡水化凍結	司会らが言及、青文字で強調 (ここまで番組前半、以下はVTR放映後再開)
1990年	本庄工区の土地利用検討委員会 (ネイチャーリサーチ都市構想)	司会らが言及
1995年	島根県土地利用懇話会（三案併記）	
1996年	島根県・干拓再開を要請	司会らが言及、青文字で強調。解説で強調：前後の経過と併せて国と県の責任の押し付け合い、公共事業を止める仕組みがないというメインの主張につなげる
2000年	農水省・本庄工区検討委員会（三案併記） 自民党・公共事業抜本見直し委員会 本庄工区干拓中止	司会らが言及、番組中に文字を貼り込む

NHK: ETV2000 シリーズ日本の宿題9「脱・公共事業① 中海干拓事業の中止までの道のり」、2000年10月16日放送。西暦と記載事項については文字のみ再現してある。実際の表示は縦書きで、よりデザイン化されている。

業は住民が決め」なければならないと提言する。

限られた時間の中で公共事業の問題を明確に主張するためには、事実関係を説明する際にある程度の取捨選択やウェイト付けは必要で、番組としてはうまくまとまっていた。しかし、あらためて見直すと「中海干拓事業の中止までの道のり」があまりに単純化され、番組の主張を強調するために都合のよい材料を使ったようにもみえる。

まず、事業中止までの経緯を追うことを番組のタイトルとしているにもかかわらず、その経緯の中で反対運動の果たした役割を軽視していることが問題である。番組では淡水化延期に反対運動の影響を挙げるものの、その後の展開では反対運動に言及していない。しかし、実際には反対運動は、後半の方が直接請求や事業反対署名をより多く集め、各種検討委員会（県土地利用懇話会や農林水産省本庄工区検

討委員会）に反対派に理解のある委員を入れるなど影響力を確実に強めていた。番組で紹介されたこれらの検討会が三案併記のまま結論をまとめられなかったのは反対派の主張を切れなかったからである。

また、番組内のインタビューには、事業を進めていた立場から知事や副知事が出てくるものの、反対派からは自民党元市議⁵⁾と社民党元県議の2名のみで、新聞やテレビなどに頻繁に取り上げられた市民団体の主要メンバーは出てこない。加えて、県は「事業推進はやむを得ない」、「こちらからやめるとは言い出せない」という、いわば犠牲者のように描かれている。これはきわめて一面的な表現である。

こうなってしまう理由の一つは、事業に反対する勢力をその占めるべき位置に取り上げないことにある。県も推進・国も推進では、なぜ事業が前に進まなかったのか説明がつかない。反対運動を持ち出す

ことで初めて説明が可能になる。番組では、主体としての反対運動を登場させずに話をつけようとして、県を中央集権的官僚機構に振り回された存在として描き、土地利用や環境観の問題ではなく、国と県の対峙を中海干拓問題の説明の中心に置いたと推察される。

県を被害者のように描くもう一つの理由に、番組の主題が「日本の公共事業を生み出す行政システムには不備があり、地方分権が解決の答え」と主張することがある。この主題を説明しやすいように、番組では中海干拓事業の事実関係を再構成している。この点が、筆者がこの番組構成の問題と考える2点目である。地方分権という結論を導くために、県や市町村の問題点に目をつぶった地方自治体寄りの内容になっている。公共事業を止めるシステムがない、住民自治を拡充すべきであるという番組の主張そのものに対しては全く異議はないが、問題なのはこの番組が「中止までの道のり」というタイトルの下で、都合よく問題の経緯（＝物語）を構成してしまっていることである。今後、中海干拓事業は、このような経過を経た出来事として語られることになるかもしれない。

現在、公共事業をどうするのか、その答えは地方分権・住民自治であるという論調は、学者のみならず、まさに環境NPO自身が主張していることでもある。しかし、中海干拓問題は中央集権的行政システムの問題だけで説明できるほど単純なものではない。

2) 山陰中央新報の中海干拓事業関連年表

次に島根県の主力地方紙である山陰中央新報を取り上げる。ただし、ここでは新聞の記事本文ではなく、大きな出来事があるたびに経過確認用に掲載された年表に注目し、年表からみた干拓問題の推移に関する認識とそこでの住民運動の扱いについて検討する（表2）。

年表は干拓事業の節目となる出来事が起きたとき

に掲載されるので、それが起こるまでの数カ月の行政や運動の関わりについて詳しく記載される。その後、その多くは次の掲載時には取り下げられ、新たな出来事に関連する数カ月の情報が詳しく載ることになる。掲載事項は取捨選択されるうちに特定の事項が安定的に記載されるようになり、それが中海干拓事業の経緯を説明するキーワードとして広く認識されるようになる。

まず基本的なこととして、1988年の淡水化延期までとその後の本庄工区干陸とは重要とされる事項が異なる。表2中、年表Bと年表Cの間に新聞に年表が掲載されたことはなく、時間的にも内容的にも断絶がある。内容としては、湖への事業の影響に関する農林水産省（以下、農水省）の中間報告（1984年）や住民団体連絡会による最初の大規模淡水化反対陳情（1984年）などが、本庄工区問題関連年表からは消えた。

また、農水省の中間報告から始まった水質をめぐる反対派と行政との議論について、淡水化延期決定後は、専門家による助言者会議の見解公表の記載のみが年表Fまで残るものの、中間報告や関連するその他の出来事は年表Bを最後に記載されなくなる。このように一連の出来事群としてまとめられる場合、最後に確定したことのみが残り、そこに至る過程で示された主張や見解などは時間が経つと削除されてしまう。住民運動はある結果に至るまでの過程で重要な役割を果たす存在なため、問題が何らかの節目を迎えるたびに、それ以前の出来事の説明から運動の影響に関する記述は消えていくことになる。

そのほか、単なるミスが継承されただけで意図的ではないと判断するが、以下に示す興味深いことが年表に現れる。これも住民運動が一般にどのように受け取られているかを象徴的に示している。

1988年は淡水化事業が無期延期になった年であるが、無期延期になる直前には、住民団体や政党などによる反対運動が激しくなり、湖岸に人の鎖を作

る大集会や各種抗議集会が開かれるなど派手なパフォーマンスも行われた。その中で特筆すべきは、宍道湖・中海を汽水湖とすることを戦略的に盛り込んだ景観保全条例の直接請求が島根県有権者10万人以上の署名とともになされたことである。これは、先のNHKの番組でも、直接請求そのものについては語られなかったものの、県がGOサインを出したら知事のリコールが成立する恐れがあったと言及されている。直接請求後、半年を経ずして淡水化延期の正式回答が両県から農水省になされた。

しかし、新聞の年表では、直接請求は、そのきっかけとなった農水省の限定的淡水化試行の提案とともに約1年前(暦上2年前)の出来事にされている。この直接請求年の誤記は、1995年末、島根県知事が本庄工区干陸再開を国に要請する方針を示したときに始まった。当時は反対運動が再活発化し住民投票条例の直接請求運動が行われているときでもあった。直接請求運動が行われている最中の新聞で、その前に大きな影響を与えた直接請求を淡水化延期判断と切り離す表記をしたことは、偶然かもしれないが興味深い。そして、その後の記載では、直接請求と淡水化延期回答との間には、約1年半⁶⁾のブランクがあいたままになっている。その代わりに、当時の島根県選出の竹下総理大臣が「着工当事と状況が変わった」と見直しを容認する発言をしたことが、淡水化延期につながる出来事のように取り上げられている。これは、淡水化延期表明直後の年表にはなかったが、7年後以降は重要な発言として必掲事項になった。直接請求が延期判断に直結したという話が、竹下首相の政治判断により延期の決断が導かれたというシナリオに入れ替わってしまったのである。

3. 反対運動が提起したこととその影響

以上二つの例から示唆されることは、地域開発や土地利用変化の歴史などを記述する際に、住民運動がただの背景のように描かれるということである。

しかし、実際に開発事業をめぐる環境問題では、当該事業を批判・反対する主体がいて初めてそれは問題として成立する。問題提起をした主体を軽視するとその問題の実像は描けなくなってしまう。

さて、ここで運動側が作った年表もみておこう。表3は、淡水化および本庄工区干陸に反対した住民団体の連絡組織代表がまとめたものである(保母2001)。このほかにも各関係者がそれぞれ年表を作り、運動の途中段階で活動のPRに使ってきた。中には米子の運動団体の幹事がまとめたように数ページにもわたる活動日誌のようなものもあるが、それほどでなくても勉強会・観察会など活動の記録や、活動をする中で重要な出来事であったことなどが取り上げられ、マスコミの年表とは違ったものになる。表3には、住民団体連絡会が32万人の淡水化反対署名を県等に提出したこと(1985年)や、本庄工区問題再燃後の住民運動のネットワーク「豊かな汽水域を後世に活かす市民会議」の結成(1994年)、本庄工区干陸の中止を求める54万人署名の国などへの提出(1996年)など、先の表にはない事項が記載されている⁷⁾。特に54万人署名については、この運動が集めた署名としては過去最大であったにもかかわらず、テレビはもとより新聞の年表でも触れられていない。そもそもテレビ番組では前述の通り本庄工区問題の住民運動そのものに言及していない。しかし、この署名や淡水化反対運動の成果として住民投票条例をすでに持つ米子市が反対陳情を行ったことなどが、地元の同意形成を図るべきとして国が県の再開要請に応じなかった背景にある。このように立場が違えば、出来事の推移という単純なことであっても一様ではないシナリオが描かれる。社会的構築物である環境問題を理解しようとする際に、何が出来事としてあったのか、どのような言説行為が繰り返されてきたのかについて、広範な視点から整理することが基本的な作業として必要である。

筆者もこれまでに年表を作成し公表してきた(淺

表2 山陰中央新報の年表記載事項の変化

Table 2 Changes in the abbreviated chronological tables of the Nakaumi Land Reclamation Project in a local newspaper

年	月	出来事	年表 A	年表 B	年表 C	年表 D	年表 E	年表 F	年表 G	年表 H
			1987 10. 28	1988 6. 1	1995 11. 25	1996 3. 29	1999 2. 24	1999 8. 26	2000 3. 26	2000 9. 8
1954	6	島根県が中海・宍道湖の淡水化計画を発表		○	○	○	○	○	○	○
1963	4	国営中海干拓事業スタート	○	○	○	○	○	○	○	○
1967	*	漁業補償が妥結		○						
1968	12	中海干拓事業に本格着工	○	○						
1970	*	減反政策開始. 干拓地利用計画の変更 (酪農・畑作)		○						
1972	*	大石環境庁長官, 計画再考すべきと発言		○						
1973	*	石油ショック. 干拓地の工業用地化案行き詰まる		○						
1974	10	中浦水門完成		○		○	○	○		
1976	夏	宍道湖に初めてアオコ大量発生		○						
1977	3	干拓事業の計画変更 (稲作から畑作)			○	○	○	○	○	○
1979	*	大海崎堤防の暫定通行. 八束町が陸続きになる		○						
1981	3	森山堤防閉め切り. 本庄工区が現在の姿になる		○	○	○	○	○	○	○
	11	宍道湖漁協が淡水化反対決議		○						
1983	2	中海・宍道湖富栄養化防止条例直接請求提出	○	○	○	○	○	○	○	○
	7	平田市の農民が淡水化促進の決起大会		○						
1984	8	農水省, 淡水化に伴う水質及び生態変化に関する中間報告	○	○						
	9	中海・宍道湖の淡水化に反対する住民団体連絡会を結成	○							
	10	しじみ組合が漁業補償金を返還, 農水省が受け取り拒否		○						
	10・12	住民団体連絡会が淡水化反対の陳情 (28万人の署名)	○	○						
1985	5	第1回水郷水都全国会議が松江市で開催	○	○						
1986	2	助言者会議が淡水化による水質悪化の見解公表	○	○	○	○	○	○		
	8	農水省が助言者会議見解と逆の見解回答	○	○						
	9	中海・宍道湖水資源確保促進協議会が事業促進決起大会	○							
	9?	農水省が限定的淡水化試行計画を発表 (注: 1987. 9 が正)			△	△	△	△	△	△
	12?	「宍道湖中海景観保全条例」直接請求 (注: 1988. 1 が正)			△	△	△	△	△	△
1987	9	農水省が両県に限定的淡水化試行を提示. 同意を求める	△	△						
	10	島根県水質管理委員会は限定的淡水化試行やむなしと報告		○						
	11	島根県知事は県議会, 関係市町の意見求める		○						
	11・12	(議会や市町の対応に関する記事)		○						
	12	両県議会, 限定的淡水化やむなしの気運		○						
1988	1	「宍道湖中海景観保全条例」直接請求 (13.5万人署名)	△	△						
	2	竹下首相「事業着工当時と状況が変わった」と国会答弁			○	○	○	○	○	○
	4・5	(県市町議会の保守系会派や経済界等の淡水化延期表明)		○						
	5	「米子市民投票条例」直接請求 (5.5万人署名)		○						
	5	(県市町議会等が延期を求める決議, 県に回答)		○						
	5	両県知事が淡水化試行の無期延期を決め, 農水省に回答			○	○	○	○	○	○
	9	中海干拓協定調印 (検討委員会設置/財政処理先送り)			○	○	○	○	○	○
1989	3	揖屋, 安来工区干拓地が完成			○	○	○	○	○	○
	5	本庄工区土地利用検討委員会が初会合			○	○	○	○	○	○
1990	11	土地利用検討委, ネイチャーリサーチ都市構想を報告			○	○	○	○	○	○
	12	島根県が工事再開を当分の間延期と決定			○	○	○	○	○	○
1991	12	島根県と農水省が協定 (5年間延期/県の検討結果待ち)			○	○	○	○	○	○
1992	6	第1回本庄工区土地利用懇話会			○	○	○	○	○	○
1993	2	第3回懇話会で部分干陸は全面干陸より割高と県試算報告			○	○	○	○	○	○
1994	5	第8回懇話会で全面干陸支持が大半との報告書案提示			○	○	○	○	○	○
	10	松江商工会議所創立百周年記念式典で干陸推進を宣言			○	○	○	○	○	○
	10	第9回懇話会で前回の報告案に委員から不満			○	○	○	○	○	○
	11	汽水湖研究所の本庄工区問題を考える連続講座スタート			○	○	○	○	○	○
	12	第10回懇話会. 水質予測の問題点指摘			○	○	○	○	○	○

表 2 (続き)
Table 2 (continued)

年	月	出来事	年表 A	年表 B	年表 C	年表 D	年表 E	年表 F	年表 G	年表 H
			1987 10. 28	1988 6. 1	1995 11. 25	1996 3. 29	1999 2. 24	1999 8. 26	2000 3. 26	2000 9. 8
1995	3	本庄工区土地利用懇話会、3 案併記の報告書を県に提出			○	○	○	○	○	○
	6	汽水湖研が中海干拓事業中止を知事に申し入れ			○	○				
	8	「豊かな汽水域を後世に活かす市民会議」公害調停を申請			○	○	○		○	○
	8	中海漁協が島根県に本庄工区干陸反対を申し入れ			○	○				
	9	松江青年会議所が本庄工区の全面干陸支持を表明			○	○	○		○	
	10	米子市民中心に「美しい中海を守る住民会議」結成			○	○				
	11	農水省が島根県を訪れ他用途利用は可能と説明			○	○				
	11	全面干陸の賛否を問う住民投票条例制定へ署名活動開始			○	○	○	○	○	○
	11	八束町の有権者の 8 割が干陸反対の署名を町に提出			○	○				
	12	島根県の澄田知事が県議会で全面干陸の方針を表明				○	○	○	○	○
	1996	1	干陸の是非を住民投票に問う県条例制定を直接請求				○	○	○	○
2		島根経済同友会、JA 島根県連が全面干陸支持を表明				○	○	○	○	○
2		島根大の研究者ら県の水質予測事業中間報告書に反論				○				
2		米子市長が干陸反対を表明 (境港市長も懸念)				○		○	○	○
2		知事が住民投票条例制定に否定意見を付して県議会上程				○				
2		島根県議会在住民投票条例を否決				○	○	○	○	○
3		松江市と八束、美保関両町が条件付きで干陸同意				○	○			
3		島根県議会在全面干陸・農業利用を了承				○	○	○	○	○
3		干陸反対の住民団体らが再考を求めて抗議				○				
3		環境庁が島根県の水質予測調査に補足調査を要請				○				
3		鳥取県知事が干陸是認を表明				○				
3	島根県知事が全面干陸・農業利用の最終判断を表明				○	○	○	○	○	
8	自社さで党 3 党が 2 年間の調査と検討委員会設置など合意					○	○	○	○	
1998	3	北部承水路堤に潮通しパイプ設置、潮通し調査開始					○	○	○	○
	10	県本庄工区営農ビジョン検討委員会が農地リース制度提起					○	○	○	○
1999	1	農水省の本庄工区水産調査専門委員会、森山堤開削等助言					○	○	○	○
	2	水産調査の終了に伴い、潮通しパイプの撤去開始					○	○		
2000	2	農水省が本庄工区検討委員会を設置						○	○	○
	3~12	(検討委員会の開催と内容に関する記事)						○	○	○
	4	検討委が 3 案併記の報告書を農水省に提出								○
	4	農水省が島根県と協議開始、住民説明会開催								○
	7	知事が干陸凍結の意向表明								○
	7	自民党が干陸中止で調整始動								○
	8	知事が県議会で凍結を表明、農水省は中止を決断								○
	8	自民党公共事業抜本見直し検討会座長が現地視察								○
	8	3 市町が地域振興計画を県に提出								○
	8	自民党の亀井静香政調会長が現地を視察								○
8	与党政策責任者が中止を政府に勧告								○	
9	谷農相が中止の最終判断を澄田知事に伝え、知事了承								○	

A: 島根県水質管理委員会が限定的試行案に同意する報告書を知事に提出したときに新聞に掲載された年表。 B: 淡水化延期の知事判断後に掲載された年表。 C: 島根県知事の本庄工区全面干陸方針表明時に掲載された年表。 D: 島根県知事が本庄工区全面干陸決断を県議会で表明したときに掲載された年表。 E: 農水省検討委員会メンバー決定時に掲載された年表。 F: 県知事が全面干陸方針の変更を示唆したときに掲載された年表。 G: 農水省検討委員会の 3 案併記報告書提出時に掲載された年表。 H: 国の本庄工区中止判断に県知事が同意したときに掲載された年表。

表中の○は各年表に当該事項の記載があることを示す。△も同様であるが同一の出来事の記載年次が誤記されたことを強調するため○とは違う記号を用いた。*は月の記載がないことを示す。

年表に記載した文言は山陰中央新報に掲載された年表の表現をスペースの都合で簡略化したものである。記載事項について若干削除したものがある。

表3 反対運動関係者作成の中海干拓事業関連年表

Table 3 An abbreviated chronological table composed by a protest group leader against the Nakaumi Land Reclamation Project

1954年	9月	中海3,000ha干拓計画案が発表される
1963年	4月	中海・宍道湖干拓事業（国営中海土地改良事業）開始
1967年	3~4月	宍道湖漁協、中海漁協が漁業補償に同意
1981年	9月	本庄工区の最後の堤防が完成し閉め切られる
1984年	8月	農水省「淡水化しても現状程度の水質を維持」（中間報告）と発表
1984年	9月	住民運動のネットワーク「中海・宍道湖の淡水化に反対する住民団体連絡会」結成（17団体、後に30団体に）
1985年	7月	住民団体連絡会、32万人の淡水化反対署名（うち沿岸23万人）提出
1988年	1月	島根県知事に「景観保全条例」を直接請求、署名135,408人（沿岸有権者の43%）
	5月	島根・鳥取両県、淡水化事業延期を決定
1990年	12月	島根県、本庄工区の干拓工事を当分の間延期することを決定
1994年	12月	住民運動のネットワーク「豊かな汽水域を後世に活かす市民会議」を結成（25団体、後に31団体に）
1995年	11月	島根県知事、本庄工区1,400haの全面干拓・農業利用方針を表明
1996年	1月	市民団体、干拓の賛否を問う住民投票条例を知事に直接請求（否決）
	2月	米子市長、干拓絶対反対を表明
	3月	沿岸の3市町の首長・議会、本庄工区全面干拓に条件付き賛成
	3月	島根県議会、全面干拓の知事方針を了承
	3月	環境庁、島根県の水質予測調査は不十分と指摘、追加調査を要請
	3月	鳥取県知事・議会、全面干拓・農業利用の島根県方針を了承
	3月	島根県知事、本庄工区の全面干拓を中四国農政局長に要請
	7~8月	本庄工区干拓の中止を求める54万人の住民署名を農水大臣に提出
	8月	「平成9年度概算要求における中海干拓事業における中海干拓事業本庄工区の取り扱い」についての与党3党合意
1997~1998年度		与党3党合意に基づく①干拓事業について行う調査、②水産振興について行う調査検討の実施
1999年	3月	上記調査検討結果に基づき総合評価を行うための検討委員会発足
2000年	4月	検討委員会、全面干拓案と全面水域案（干拓中止案）を両論併記
	8月	政府与党3党が政府に中海本庄工区の中止をはじめとする「公共事業見直し」を勧告
	9月	政府、中海干拓本庄工区の中止を決定

（保母（2001：27）より転載）。

野1997, 1998a)。ここで、その作業等を通じて理解している中海干拓事業反対運動が提起したこととその影響について確認する。第1に、運動の影響を受けて事業が中止・延期になったのは間違いないことである。第2に、運動の過程で戦略的に取り上げたことが、地域内外でその後の展開をみせた。

当該地域内では、たとえば、淡水化中止を目指して行われた景観保全条例の直接請求（対島根県）は、県議会で一度否決された後、淡水化問題から切り離されたかたちで、間を置かずに県主導で島根県景観保全条例として制定された。また、島根県側の直接請求と並行して実施された米子市の事業の賛否を問う住民投票条例は、同市において採択され、徳島の吉野川第十堰問題などにつながる環境問題関連の住民投票条例の全国的な嚆矢となった。そのほか、淡

水化問題では水質への影響が特に集中的に議論され、この地域における水質問題への行政のみならず市民レベルの関心の喚起につながったことも挙げられよう。また、運動の中でシンボリックに使われたシジミは宍道湖産ブランドを広く知らしめることになった。

当該地域を超えた影響としては、運動の過程で国内外各地の活動と連携し、広範囲にわたる水環境保全運動の原動力の一つとなったことが重要である。運動を進める中で地域の多数派になることを中海干拓事業反対運動では志向したが、一方で国内外の市民運動と連携してより構造的な問題を世に問う志向性も持って行動していた。たとえば、その具体的な表れとして、第1回水郷水都全国会議（1985年）を松江で、第13回全国会議（1997年）を米子で開催したことが挙げられる。さらには、宍道湖・中海

エリアではまだ開催されていないが、連携を世界規模の産官学民レベルに広げた世界湖沼会議なども広範な環境運動の成果といってよい。これらの会議は国内に限っても、吉野川河口堰や琵琶湖、霞ヶ浦など各地で個別に行われていた運動をネットワーク化させ、情報やノウハウの共有を図るとともに、市民運動と行政との相互理解のきっかけをつくった。

そして、問題を抱える各地の運動が、大規模公共事業批判を声を合わせて行うようになり、その声を、長良川や諫早湾などを経験したマスコミや研究者、政治家などが日本の現行システムの問題として一般化し、これらの動きが複合的に推移し現在に至ったといえるのである。なお、ここで注意すべきは、個々の現場では日本の公共事業の問題点を主張するために運動を起こしたのでなく、それぞれの地域住民が自分たちの環境を守りたいとの動機から活動しているということである。公共事業批判は一つの手段なのである。

IV ローカルな環境運動へのアプローチ

このようにみえてくると、環境運動に対する現在の評価は必ずしも正当であるとはいえない。環境問題の理解や地域開発をめぐる諸問題を考える上で、環境運動を適切に評価することが必要である。

ところで、運動を評価する際には、極論ではあるが、運動の主張が妥当であったかどうかよりも、運動において何が主張され、どんな結果がもたらされたのかを見極める必要がある。中海干拓問題では行政と市民運動の主張のどちらが「科学的」に「正しい」のかが一貫して争点になり、政治的な決着をみるまで平行線をたどったままであった。このような「科学的な正しさ」は環境問題ではしばしば問題になり、そして往々にしてどちらが正しいと客観的に論証されないままに終わってしまう。この状況に対しては、行政と市民がそれぞれにデータを集めて分析しそれをぶつけ合うのではなく、データ収集の段

階から両者が共同することでパートナーシップが生まれるとの主張もあり⁸⁾ 今後の課題である。

次に、中海干拓事業反対運動のようなローカルな環境運動に地理学的なアプローチをする際の視点について述べる。地域環境問題が社会的な問題として成立するには、ある現象なり状況なりを「問題である」と主張する存在が不可欠で、そのときに地域住民などを巻き込んだ運動が重要な役割を果たすことを認識すべきであろう。もちろん運動だけが問題提起主体になるわけではないが、大きな問題になる場合、往々にして運動が何らかの役割を果たしている。これを前提とした上で以下の視点が考えられる。

第1に、環境運動の政策決定や土地利用に与える(与える)影響を読み取る作業が必要である。特に地理学においては、土地利用に影響を与える一主体として運動をとらえるといった土地利用研究の中での位置付けが望まれる。さらに、このような作業を重ね、深めることにより、人と自然の関わりの探求という古くて新しいテーマにもつながる。

第2に、環境運動の性格を多面的に理解する作業が必要である。たとえば、環境運動にとって、先に触れた公共事業批判や「科学的」な事業批判は、極論すれば戦術的な主張にすぎない。運動がなぜ生じたのか、なぜ多くの人が運動の主張を支持するのかについては、建前的是非論や即物的な利害関係のみならず、土地への愛着や思いといった精神的な側面もきわめて重要である。運動がマスコミなどを利用して主張する建前と、なぜ運動を起こし、それに参加したのかという本音の部分は、運動に関わる一人一人の声を聞く限り同じでない。

第3に、環境運動を地域との関連で検討することが望まれる。環境運動の地域差や、環境運動に当該地域の社会・経済・文化的諸事情がいかに関与しているのかを解明することなどがテーマになる。たとえば、白神山地や諫早湾干拓などをめぐる議論の中で地域住民と対象となる自然との関わりが地域的

に異なることが、時に問題そのものであったり、問題を理解する前提になっていたりする。環境運動を地域の視点からとらえることは、一般化志向の強い既存の社会運動研究などではあまりなされておらず、逆に地理学の持ち味が生かせる分野であろう。

運動を地域との関連でとらえるといっても多様な可能性がある。まず、運動の発生や展開を説明するための「地域」がある。この場合、問題が生じているローカルな現場の社会・経済・文化・自然などの諸条件の総体としての「地域」というとらえ方もできるし、当該地域のナショナル・グローバルな位置を地域構造的な文脈に結び付けることもできる。

また、これらとは別に運動の中で「地域」がどのように認識され、表象されていくのかという課題の設定も有意義であろう。運動が生じ、当該地域で自然や地域の現状やあるべき姿を議論することが、その後の環境観や地域観に影響を与える。その影響は当該地域にとどまらず、長良川や諫早湾の論争が各地の活動や公共事業論に与えた影響をみてもわかるように問題が大きくなれば広範に及ぶ。

最後に、環境問題や環境運動を扱う以上は、研究と実践の関係を意識し、実践的な意味を持つ研究を行うように心がけたいということを指摘しておく。これについては研究者のスタンスの問題として、これまでかなり議論されている。しかし、議論の割には実践的な研究を行っているケースは少なく、特に現在の日本の人文地理学研究は大きな課題を抱えている。また、環境に限らず社会問題に主体的に関与している者はいても、そこでの実践が研究成果として世に出ていないのではなからうか。実践的な活動からの報告や個別具体的な問題解決を志向した研究を、学術研究の成果として報告する努力を各研究者はすべきであるし、出されたものに対しそれを「純粋」学問的な基準からだけでなく社会的な基準で評価するような学術環境をつくっていくことが望まれる。

本研究には、平成12・13年度科学研究費補助金(奨励研究A、研究課題:「環境運動と地域」に関する社会地理学的研究、研究代表者:浅野敏久、課題番号:12780057)の一部を使用した。

(投稿 2001年12月3日)

(受理 2002年2月9日)

注

- 1) なお、この委員会では公共事業への批判を、1) 投資費用に見合った効果が得られていない、2) 建設コストが高い、3) 公共投資は内容がわかりにくく、投資の決定過程が不明瞭である、とまとめている(公共事業の効率的・効果的实施についての検討委員会1996)。集約された意見は、財政関係の専門家や経済界の代表などの声に限られ、生活者の視点や環境の視点からの批判、草の根運動からの公共事業批判については言及していない。また、公共事業に批判的な世論の高まりに触れているものの、国民のコスト意識の高まり、公共事業に対するニーズの高度化・多様化、社会経済構造の変化への要請と、一般的な世論としてまとめるにとどまり、各地の公共事業をめぐるトラブルについては言及していない。本稿は、このような状況に対し、住民・市民運動の存在を今以上に評価すべきとの問題意識を出発点にしている。
- 2) 現在、淡水化をどう決着付けるかが課題になっている。同時に中海干拓事業と別に進められている斐伊川・神戸川治水事業の柱の一つ大橋川(宍道湖と中海を結ぶ)の拡幅をめぐって、下流自治体や住民を巻き込んだ議論が続いている。
- 3) 中海干拓事業をめぐる問題には、宍道湖・中海の淡水化や本庄工区干陸などさまざまな問題が含まれる。筆者はこれらを総称して中海干拓問題としている(浅野1998a:263)。
- 4) 構築主義的に考えれば、「中海干拓問題」なるものは時間をかけて展開されてきた言語行為の総体のようなもので、中海干拓問題として明確に同定できない。ただし、これを丁寧に表現しようとする和无用な混乱を招くだけと考え、ここまでは中海干拓問題としてある。また、この後の記述についても紛らわしい表現になることを避けるために中海干拓問題という語をそのまま使う。
- 5) この人物は漁業者の立場から淡水化反対を唱え松江市議選で1987年にトップ当選した。現在は島根県議会議員。
- 6) いつ淡水化延期の判断がなされたかは明示できないが、直接請求提出後、最初の県議会が3月にあり、その議会では淡水化問題が紛糾し、年度内の回答はできないと県が農水省に申し入れる事態になった。直接請求の正式提出時と両県知事の農水省への正式回答時とは半年の間が

あるが、直接請求は延期が決断されるプロセスと同時進行の出来事であった。

- 7) このほか、本庄工区の土地利用をめぐる検討では三つの案が併記されたのであるが、保母(2001)年表では全面干陸と湖面利用の両論併記としている。三つ目の案は折衷案であり、形式的には3案併記、実質的には2論の対立であった。年表では後者の記述を採用し、運動の立場を際立たせている。
- 8) たとえば、第9回世界湖沼会議でのメイン発表や自主企画ワークショップなどでも論じられた。

文 献

- 浅野敏久 1997. 環境保全運動の展開過程における地域性. 地理科学 52: 1-22.
- 浅野敏久 1998a. 中海干拓事業本庄工区の土地利用案の変遷. 地理科学 53: 261-282.
- 浅野敏久 1998b. 里山づくり活動の展開に向けての研究. 広島大学総合科学部紀要I 地域文化研究 24: 38-70.
- 浅野敏久 1999. 地域環境問題における「地元」. 環境社会学研究 5: 166-182.
- 香川雄一 1998. 近代期川崎の公害問題をめぐる地域住民による社会運動. 地理学評論 71A: 711-729.
- 香川雄一 2001. 高度経済成長期の水島における工業都市化とロカリティの変容. 地学雑誌 110: 314-338.
- 片桐新自 1989. 資源動員論の二つの意義. 塩原 勉編『資源動員と組織戦略』11-17. 新曜社.
- キツセ, J. I.・スペクター, M. B. 著, 村山直之・中河伸俊・鮎川 潤・森 俊太訳 1992.『社会問題の構築』マルジュ社. Spector, M. and Kitsuse, J. I. 1977. *Constructing Social Problems*. California: Cummings.
- 公共事業の効率的・効果的实施についての検討委員会 1996. 公共事業の効率的・効果的实施についての検討委員会中間報告. 産業技術会議編 1997.『平成9年度版財政と地域整備 政府関係資料』565-585. 地方財政調査会.
- 斎藤 潔 1995. 立地紛争と地域政策に関する政治地理学的考察. 法政地理 23: 61-70.
- トゥレーヌ, A. 著, 梶田孝道訳 1983.『声とまなざし』新泉社. Tourane, A. 1978. *La voix et le regard*. Paris: Seuil.
- 中河伸俊 1999.『社会問題の社会学』世界思想社.
- 中河伸俊・北沢 毅・土井隆義編 2001.『社会構築主義のスペクトラム』ナカニシヤ出版.
- 中島弘二 1998. 戦後日本の緑化推進運動と「みどり」の風景. 荒山正彦・大城直樹編著『空間から場所へ』92-107. 古今書院.
- 中島弘二 1999. 「天皇の森」から「県民の森」へ. 金沢大学文学部地理学報告 9: 53-72.
- 福田珠己 1996. 赤瓦は何を語るか. 地理学評論 69A: 727-743.
- 保母武彦 2001. 中海・宍道湖干拓事業の中止とその後. 社団法人霞ヶ浦市民協会『第9回世界湖沼会議・自由会議・汽水湖ワークショップ Proceedings』26-27. 社団法人霞ヶ浦市民協会.
- 水内俊雄 1994. 近代都市研究と地理学. 経済地理学年報 40: 1-17.
- 見田宗介・栗原 彬・田中義久編 1988.『社会学事典』弘文堂.
- 山本佳世子 2001. 琵琶湖・赤野井湾における住民主導型の地域環境の保全活動に関する研究. お茶の水地理 42: 1-16.
- 由比濱省吾 1992. 岡山県児島湖の環境問題. 瀬戸内地理 1: 5-24.
- Sugitani, T. 1998. Opposition movement against golf course development in Miyoshi Village, Chiba, Japan. *Geographical Review of Japan* 71B: 31-44.
- Sugitani, T. 2000. Conservation Movement of Secondary forests in rural farming villages of Japan: Its history, aspects and case studies. *Regional Views (Chiikigaku Kenkyu)* 13: 1-14.

Geographical Approach to Local Environmental Movements: A Case Study of the Nakaumi Land Reclamation Problem in Tottori and Shimane Prefectures

ASANO Toshihisa (Faculty of Integrated Arts and Sciences, Hiroshima University)

The aim of this paper is to discuss the geographical approach to local environmental movements through a case study of the Nakaumi Land Reclamation problem. It shows how the movement against the project has been dealt with in a TV program, in a local newspaper, and in a chronological document composed by a protest group leader.

For example, a TV program broadcast on NHK emphasized that the Nakaumi Land Reclamation problem had been caused by deficiencies in the Japanese administrative system. On the other hand, the program neglected the protest movement in its explanation of the problem.

A local newspaper misprinted the date of the direct petition to the prefectural governor of Shimane by local residents. Moving the date forward by one year weakens the cause and effect relation between the movement and the administrative decision to stop part of the project, which aimed to transform two brackish lakes into freshwater lakes.

These are good examples illustrating the status of social recognition of environmental movements in Japan. To understand environmental problems, however, it is necessary to recognize environmental movements that make political issues of proposed environmental changes.

This paper suggests three methods to approach the issue of environmental movements geographically : They are 1) to assess the effects of environmental movements on land use or landscaping, 2) to view them from various angles, especially from the viewpoint of environmental awareness of the individual participants in the movements, 3) to study them in the context of locality.

Key words: environmental movement, environmental problem, mass media, Lake Nakaumi, Lake Shinjiko